医療保護入院者の定期病状報告書「退院に向けた取組の状況」の記載について

平成 26 年 4 月 1 日付で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、医療保護入院者の定期病状報告書の記載欄に「退院に向けた取組の状況」欄が新設されております。

ついては、具体的な記載例を掲載しますので、定期病状報告書を作成される際に参考にしてください。

ケース１＜重度かつ慢性の患者であって、現時点で退院が見込めない場合等＞

＜記載例＞

病識はなく、妄想は固定化されている。些細な刺激で、暴力的になることを繰り返している状態。薬物療法や精神療法に取組んできたが、病状は改善していない。また、家族とは疎遠状態で、本人への面会も拒否している状態であり、現時点での自宅退院は見込みが立っていない。

これまでの取組みとしては、〇月〇日に、退院後生活環境相談員が選任されたこと及びその役割について説明した。現時点では、薬物療法・精神療法を継続するとともに、家族からの協力が得られるように家族との調整を図っていくことを検討している。

記載のポイント

- 本人の病状について記載されていますか？
- 検討内容は記載されていますか？退院の取組みを実際に行うことは困難でも、退院に向けた取組みを**検討する**ことは必要となります。検討した内容について御記載ください。
- 「退院に向けた取組の状況」欄は、退院後生活環境相談員が記載することが望ましいとされていますので、可能な限り退院後生活環境相談員が記載するようにしてください。

根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 4 から第 33 条の 6